

水俣市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

水俣市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び、水俣市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（特定空家等の認定）

第3条 特定空家等の認定については、別表の特定空家等の認定基準により行うものとする。

（記録）

第4条 市長は、条例第5条の規定による情報提供を受けたときは、次に掲げる書類を作成するものとする。

（1）管理不適切空家等に係る情報受付簿（様式第1号）

（2）管理不適切空家等管理台帳（様式第2号）

（実態調査）

第5条 条例第6条第1項に規定する実態調査は、原則として当該管理不適切空家等の有無及び外観調査による建築物の状態の判定等、並びに所有者等の氏名及び所在調査とする。

（立入調査）

第6条 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）により、行うものとする。

2 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）とする。

（助言又は指導）

第7条 法第14条第1項の規定による助言は、口頭により行うものとする。ただし、書面により行うことを妨げない。

2 法第14条第1項の規定による指導は、前項の助言を行った場合で特定空家等の状態に改善が認められないとき、指導書（様式第5号）により行うものとする。ただし、前項の規定を経ず指導を行うことを妨げない。

（勧告）

第8条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（命令）

第9条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 前項の通知を受けた者又はその代理人の意見書等の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第9号）を市長に提出することにより行わなければならない。

4 法第14条第5項の規定による請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第10号）を市長に提出することにより行わなければならない。

5 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第11号）により行うものとし、同項の規定による公告は、水俣市公告式条例（昭和25年告示第29号。以下「公告式条例」という。）に規定する掲示板への掲示及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

6 法第14条第11項の標識は、標識（様式第12号）により行うものとする。

7 前項の標識の公示について、法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に規定するその他の適切な方法は、公告式条例に規定する掲示板への掲示により行うものとする。

（代執行）

第10条 法第14条第9項による代執行（以下「代執行」という。）を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第13号）により行うものとする。

2 前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第14号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

3 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（様式第15号）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（略式代執行）

第11条 法第14条第10項の規定による公告は、水俣市公告式条例（昭和25年告示第29号）に規定する掲示板への掲示及び市のホームページへの掲載により行うほか、その公示及び掲載した旨を官報に掲載、又は相当と認められるときは、官報に代えて、市の広報等に掲載するものとする。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特定空家等の認定基準

分類	項目	認定基準
1 建築物等	(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	① 建築物として、保安上の危険性が認められる状態（※建築物判定表により判定） ② 門、扉にひび割れ、破損が生じ、傾斜等しており、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態 ③ 擁壁表面から水がしみ出す、流出している、水抜き穴の詰まりが生じている、ひび割れが発生している等、擁壁が老朽化し、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態
	(2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	① 吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態、浄化槽等の放置、破損、排水等の流失による臭気の発生等、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
	(3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	① 屋根、外壁等の落書き、多数の窓ガラスが割れたまま放置される等、汚れや破損により周囲の景観と著しく不調和な状態 ② 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂しており、周囲の景観と著しく不調和な状態
	(4) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	① 門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている状態
	2 生活環境等	(1) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
(2) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態		① 立木の腐朽、倒壊、枝折れ、雑草の繁茂等により、近隣の家屋の敷地や道路等に散らばる、歩行者等の通行を妨げている状態又はその危険性がある状態 ② 空家等に住みついた動物等の鳴き声、ふん尿その他の汚物の放置による臭気の発生等により、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
※ その他、本基準を勘案し、総合的な観点から特に市長が危険性等があると判断した空家等については、「特定空家等」として認定することができる。		

建築物判定表

評定区分	評定項目	評定内容	評点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	① 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		② 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2) 外壁	① 外壁の構造が粗悪なもの	25
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	① 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		② 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		③ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(2) 外壁	① 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15
		② 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(3) 屋根	① 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		② 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
		③ 屋根が著しく変形したもの	50
	3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	① 延焼のおそれのある外壁があるもの
② 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20
(2) 屋根		① 屋根が可燃性材料でふかれたもの	10
4 排水設備	(1) 雨水	① 雨樋がないもの	10
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とし、評点の合計が100点以上である場合、特定空家等の認定基準の1-(1)-①に該当が有るものとして判定する。			

様式第2号 (第4条関係)

管理不適切空家等管理台帳					
受理番号		所在地			
情報提供	情報提供受付日	情報提供者	住所／連絡先		
	管理不適切空家等の状況				
所有者等	() 調査	氏名		電話番号	
		住所			
	() 調査	氏名		電話番号	
		住所			
	() 調査	氏名		電話番号	
		住所			
実態調査	年 月 日 () 時 分頃				担当
立入調査	年 月 日 () 時 分頃				担当
備考					

様式第3号 (第6条関係)

立入調査実施通知書

第 年 月 日 号

様

水俣市長

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第3条の規定により、空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

また、水俣市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年条例第13号）第4条の規定により、所有者等は、所有等に係る空家等が管理不適切な状態にならないように自らの責任において当該空家等を管理しなければならないとしております。

あなたが所有又は管理する下記の空家等については、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

ついでには、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用途)
2 空家等の状態(立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知が到達した日の翌日から起算して5日を超えた日 (立会いが可能な場合は市と協議して定めた日)
4 立入職員の所属及び連絡先	

備考

この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第4号（第6条関係）

（表面）

		第	号
立 入 調 査 員 証			
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	(写真)	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に 基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）			
水俣市長			

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（立入調査等）

第9条 略

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第5号（第7条関係）

指 導 書

第 年 月 日

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の特特定空家等については、特特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 特特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用 途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 特特定空家等の状態	
4 指導事項	
5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第6号（第8条関係）

勸告書

第 年 月 日

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勸告に係る措置の内容	
4 勸告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勸告の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勸告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勸告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第7号（第9条関係）

命 令 書

第 年 月 日

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第14条第4項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを、法第14条第3項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用 途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日
7 命令の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水俣市長に対して行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表するものは水俣市長となります。）、行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第8号（第9条関係）

命令に係る事前の通知書

第 年 月 日 号

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用 途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日
6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先 担 当 連絡先

備考

命じようとする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告をすること。

様式第9号（第9条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

水俣市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、
下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第10号（第9条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

水俣市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対し、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第11号 (第9条関係)

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

水俣市長

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して
年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出
がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用途)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 聴取の期日及び場所	

様式第12号（第9条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、
年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等の所在地及び用途	(所在地) 水俣市 (用 途)
2 命令に係る措置の内容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	年 月 日
5 命令の責任者及び連絡先	責任者 連絡先

様式第13号（第10条関係）

戒 告 書

第 年 月 日

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等に対し、 年 月 日付け 第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下記の履行期限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記の特定期空家等に対する措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地及び用途等	(所在地) 水俣市 (用途) (構造) (規模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る措置の内容	
4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水俣市長に対して行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表するものは水俣市長となります。）、行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第14号（第10条関係）

代 執 行 令 書

第 年 月 日 号

様

水俣市長

あなたが所有又は管理する下記の特定期空家等に対し、 年 月 日付
け 第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに
義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成2
6年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行い
ますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通
知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた
から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても、市は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等の所在地及び用途等	(所在地) 水俣市 (用途) (構造) (規模)
2 所有者等の住所及び氏名	
3 代執行に係る措置の内容	
4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	責任者 連絡先
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水俣市長に対して行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表するものは水俣市長となります。）、行政事件訴訟法の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第15号（第10条関係）

（表面）

		第 号
執 行 責 任 者 証		
所 属 氏 名 生年月日	年 月 日	(写真)
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。		
年 月 日		
水俣市長		
記		
1 代執行令書（	年 月 日付け	第 号）記載の特定空
家等に対する措置		
2 代執行をなすべき時期		
年 月 日から	年 月 日まで	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
（特定空家等に対する措置）

第14条 略
2～8 略

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15 略

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。